

横浜市行政不服審査会答申
(第27号)

平成30年1月17日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「生活保護法に基づく平成 28 年 10 月 14 日付け第 1242 号により鶴見福祉保健センター長が行った生活保護費用徴収金決定処分」及び「生活保護法に基づく平成 28 年 10 月 14 日付け第 1243 号により鶴見福祉保健センター長が行った生活保護費用徴収金決定処分」に係る審査請求はいずれも棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論として妥当である。

2 事案の概要

審査請求人は、鶴見福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）より生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 24 条の規定に基づく保護を受けていたところ、審査請求人の養母が平成 25 年 12 月 27 日に死亡し、唯一の相続人である審査請求人が、養母の遺産を相続した。

審査請求人は、平成 26 年 3 月 31 日、相続した不動産の売却による 3,000,000 円の収入（以下「本件収入」という。）を得たにもかかわらず、その届出を行わず、処分庁が同日以後に実施した生活保護法第 29 条の規定に基づく関係先に対する資産及び収入の状況に関する調査（以下「法第 29 条調査」という。）等により、本件収入を得た事実が判明した。

そのため、処分庁は、平成 28 年 10 月 14 日、生活保護法第 78 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 3 月 1 日から同年 6 月 30 日までに支弁した保護費である 385,080 円の生活保護費用徴収金決定処分（以下「本件処分 1」という。）及び同年 7 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日までに支弁した保護費である 653,419 円の生活保護費用徴収金決定処分（以下「本件処分 2」といい、本件処分 1 と併せて「本件各処分」という。）を行ったところ、審査請求人が、本件各処分の取消しを求めて、それぞれ審査請求を行った事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件各処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 資力があるにもかかわらず生活保護を受けたこと、事実を隠して保護を受けたこと、資料の提出を拒んだこと、収入申告義務について説明を受けたこと、本件収入の届出を怠り収入があったことを隠していたことはない。また、定期的に収入申告を行ってきたことから、審査請求人に悪意はない。

- (2) 口座の出入金のうち、入金のみを合計し、収入とみなしているが、必要な買い物等のために出金もしており、出金を考慮しないのは不当である。
- (3) 葬式費用、相続債務（被相続人の入院費用）等は、遺産相続から差し引くことができる。
- (4) 弁護士から生活保護を受給するためには自己名義の不動産の処分及び債務整理が必要であるといわれ、それに従ったもので、債務の返済が収入の消費に当たるとは理解できない。
- (5) 徴収金額の算出方法が不明である。
- (6) 処分庁からは、審査請求人の医療費は、100パーセント負担と言われたが、その金額及び理由の説明を受けておらず不当である。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件各処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 処分庁は、平成25年12月11日、審査請求人に対して「保護のしおり」及び「不正受給にならないためのハンドブック」を用いて生活保護制度について説明を行い、権利義務の確認書を徴取した上で、審査請求人に対する保護開始決定を行っている。
- (2) 平成26年1月7日、審査請求人により養母の死亡について報告を受けたため、同年10月14日、審査請求人に対して相続について確認したところ、第三者が相続した旨の返答があった。一方、同日以後に実施した法第29条調査により、審査請求人は平成26年3月31日に養母から相続した不動産を第三者へ売却し、本件収入を得ていた事実が判明した。
- (3) 処分庁は、保護開始時に収入申告義務について説明をし、審査請求人による収入申告も定期的になされていることから、審査請求人は、本件収入を得た事実を隠していたといえる。
- (4) 審査請求人は、本件収入を得たときに、速やかにその届出を行うべきであったにもかかわらず、本件収入を得た事実を隠蔽したのであるから、生活保護法第78条第1項が規定する「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たといえる。
- (5) 臨時収入である本件収入については、必要最小限度の実費を除く全てを徴収の対象とすべきであるところ、司法書士への報酬は、必要最小限度の実費

として認定したが、葬儀費用はこれに当たらない。

- (6) ネット銀行に入金された収入は、本件各処分において収入認定をしていないので、本件各処分とは無関係である。

5 審査庁の裁決についての判断及び理由の要旨

(1) 判断

本件各処分は、適法かつ妥当である。

(2) 理由の要旨

審査庁は、判断理由を審理員意見書の「5 判断の理由」の記載のとおりとしており、その要旨は次のとおりである。

ア 売却による収入に係る申告義務の認識

本件各処分は、生活保護法第78条第1項の規定に基づきなされたものであるところ、同項は「不実の申請その他不正な手段により保護を受け…た者があるとき」に支弁した保護費の全部又は一部を徴収することができる旨定めているが、これには積極的に虚偽の事実を申告することのみならず、消極的に本来申告すべき事実を隠匿することも含まれるものと解するのが相当である。

また、生活保護法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない」と定め、被保護者に対して収入等に関する処分庁への届出義務を課しているが、同条の「収入」については、現実が増加している金銭等であれば、その種類や原因のいかんは一切問わず（ただし、保護費は除く。）保護実施機関によって結果として収入認定されないものや控除の対象となるものも含んだ概念であるから、審査請求人は、本件収入について、同条の規定に基づき申告義務を負っているといえる。

しかしながら、本件のごとく、客観的にみて収入についての届出義務に違反しているとしても、それゆえに直ちに生活保護法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たと認められるものではなく、この要件を具備していると認めることができるのは、被保護者が当該収入に届出義務があることを認識していたと認めるに足りる程

度の保護実施機関による説明等がなされている場合であると解される（平成 29 年 6 月 27 日横浜市行政不服審査会答申第 12 号）。

これを本件についてみると、審査請求人は、3 (1) のとおり、収入申告義務について説明を受けたことはなく、定期的に収入申告を行ってきたことから悪意はないなどと主張していることからすれば、要するに、本件収入について、生活保護法第 61 条の規定に基づき申告すべき収入であることを認識していなかった旨主張しているものと解される。

したがって、本件では、本件収入に係る収入申告義務について、保護実施機関がした説明等により、審査請求人が本件収入に係る収入申告義務を認識していたと認められるか否かを判断する必要がある。

この点、処分庁は、平成 25 年 12 月 11 日の審査請求人に対する保護開始決定の後である同月 24 日、審査請求人に対して、「定期的で正確な収入の申告」が必要なことが記載されている「生活保護のしおり」及び「土地・家屋・自動車・貴金属などを売却したとき」には届出をすべきことが記載されている「不正受給にならないためのハンドブック」を渡し、説明をしていることが認められる。そして、同日、審査請求人は、処分庁からこれらの書面による説明を受けたとして「生活保護法に基づく権利義務等の確認について」という書面に署名、捺印していることが認められる。

これらを踏まえれば、審査請求人は、本件収入を得た時点で、これを申告する義務があったことを認識できたと認めるのが相当である。

したがって、審査請求人は、本件収入を得た時点において、本件収入に係る申告義務を認識できたにもかかわらずこれを申告しておらず、また、本件においては、処分庁による法第 29 条調査により審査請求人が本件収入を得ていることが判明していることも踏まえれば、審査請求人は、消極的に本来申告すべき事実を隠匿したといえることができる。

以上のとおりであるから、審査請求人は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たといえることができる。

イ A 銀行に入金された収入に係る収入認定

審査請求人は、3 (2) のとおり、「口座出入金のうち、入金のみを合計し、収入とみなしているが、必要な買い物等のために出金もしており、出金を考慮しないのは不当である」と主張しているが、この主張からは、

処分庁がどの口座へのどの入金を収入とみなしていることが不当と主張しているか一見して明らかとはいえない。

しかしながら、処分庁が、「ネット銀行に入金された収入は、本件各処分において収入認定をしていないので、本件各処分とは無関係である」と主張したことに何ら反論がないことからすれば、審査請求人の主張は、処分庁による法第 29 条調査の中で判明した A 銀行に入金された収入に着目した主張と解するのが相当である。

そして、処分庁は、本件各処分に係る未認定の収入充当額として本件収入を決定しており、A 銀行に入金された収入を未認定の収入充当額として決定していないことは、本件各処分に係る費用徴収金額決定に係る手続をみると明らかであるから、当該収入について、出金を考慮して収入認定すべきかどうかは、本件各処分の適法性及び妥当性の判断に何ら影響を及ぼすものとはならない。

ウ 葬儀費用及び相続債務相当額を本件収入から控除することの可否

審査請求人は、3 (3) のとおり、「葬儀費用及び被相続人の入院費等の相続債務は、遺産相続から差し引くことができる」と主張する。

ところで、本件各処分に係る生活保護費用徴収金決定通知書（以下「通知書」という。）には、「決定理由」として「平成 26 年 3 月 31 日に遺産相続による収入があったが未申告であったため」と記載されている。この記載を文理に忠実に読めば、その適否はともかくとして、審査請求人が、「遺産相続から差し引くことができる」と主張すること自体に不自然な点はない。

しかしながら、平成 26 年 3 月 31 日は、遺産相続により不動産を取得した日ではなく、審査請求人が第三者に対して当該不動産を売却した日であり、かつ、当該売却により本件収入を得た日であることは証拠から容易に認めることができ、また、本件各処分は、審査請求人が当該不動産を売却したことによって得た収入を未認定の収入充当額の対象としてなされたものであることは、通知書の記載から明らかである。

したがって、本件各処分は、遺産相続それ自体に着目して行われたものではなく、現に所有している不動産の売却により金銭を取得したことに着目してなされたものと認めるのが相当であるから、そうである以上、審査請求人が、遺産相続に関し、葬儀費用及び相続債務の弁済義務を負

っているとしても、かかる事情は、本件における未認定の収入充当額の決定には何ら影響を及ぼすものとはならない。

エ 審査請求人自身の債務弁済に要する費用相当額を本件収入から控除することの可否

審査請求人は、3(4)のとおり、債務弁済が収入の消費に当たるとは理解できないと主張するが、要するに、カードローン等の審査請求人自身の債務弁済に要した費用に相当する額は、未認定の収入充当額とすべきでない旨主張するものと解される。

しかしながら、本件各処分は、ウのとおり、現に所有する不動産の売却により金銭を取得したことに着目して、未認定の収入充当額を決定したものであって、当該債務弁済に係る借入金に着目して未認定の収入充当額を決定したものではないから、審査請求人が、カードローン等の借入れに係る債務弁済義務を負っているとしても、かかる事情は、本件における未認定の収入充当額の決定に何ら影響を及ぼすものとはならない。また、当該債務弁済に係る借入れについて、審査請求人の自立助長の観点から、あるいは社会通念上、これに相当する額を現に得ている収入である本件収入から控除して収入認定すべき特段の事情も認められない。

オ 徴収金額の算出方法及び医療費負担に関する説明

審査請求人は、3(5)のとおり、「徴収金額の算出方法が不明である」と主張する。

しかしながら、生活保護法第78条第1項は「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」と定めているのであるから、処分庁が支弁した保護費の全部又は一部を徴収することができることは、明文上明らかである。そして、同項の規定に基づき支弁した保護費を徴収する場合には、その徴収金額は、必要最小限度の実費を除き、不正受給額を全額決定することとなり、裁量の余地がないと解するのが相当である（平成29年2月15日横浜市行政不服審査会答申第6号）。

もつとも、本件においては、未認定の収入充当額を決定した上で本件各処分がなされているところ、未認定の収入充当額は、生活保護法が保障す

る生活水準に対して、資産その他その世帯において自力で補い得る経済的能力がどの程度あるかを測定するものであると解されるから、未認定の収入充当額の認定を前提とする同項の規定に基づく徴収金額の決定は、当該未認定の収入充当額、かつ、支弁した保護費の範囲内の額を限度としなければならないことは当然のことである（平成 29 年 10 月 18 日横浜市行政不服審査会答申第 17 号）。

この点、通知書には、本件各処分の適用期間中の各支弁額及び各未認定の収入充当額が記載されており、各支弁額と同額がそれぞれ徴収金額とされているが、いずれも各未認定の収入充当額の範囲内とされていることは、通知書の記載から明らかである。

したがって、「徴収金額の算出方法が不明である」との審査請求人の主張には理由がない。

更に、審査請求人は、「医療費について、処分庁から 100 パーセント負担となるといわれたが、その金額及び理由の説明を受けておらず不当である」と主張するが、この点は、本件各処分とは全く関係のない事柄といわざるを得ないから、本件各処分が違法又は不当と基礎付ける理由として失当であることは明らかである。

カ 結語

以上のとおり、本件は、生活保護法第 78 条第 1 項の規定に基づき支弁した保護費を徴収するものであるが、この場合には、処分庁は、必要最小限度の実費を除きその全てを徴収することとなる。

本件処分 1 の適用期間においては 385,080 円の保護費を支弁しているところ、同期間における未認定の収入充当額は、本件収入から必要最小限度の実費を控除した 2,745,613 円であるから、385,080 円が徴収金額となる。また、本件処分 2 の適用期間においては、653,419 円の保護費を支弁しているところ、同期間における未認定の収入充当額は当該 2,745,613 円から本件処分 1 で徴収決定した 385,080 円を差し引いた 2,360,533 円であるから、653,419 円が徴収金額となる。

したがって、本件各処分は、適法かつ妥当といえることができる。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、次のとおりである。

(1) 本件収入の収入申告義務の認識

審査請求人は、養母が死亡したことにより、養母の財産について、積極財産（不動産等）及び消極財産（入院費用等）を相続していることが認められるが、本件において、処分庁は、積極財産である不動産をその後売却したことによる収入について、当該売却に要した必要最小限度の実費として司法書士費用を控除し、その残額全額を未認定の収入充当額として決定した上で、本件各処分を行っている。

この点、本件収入の申告義務については、5(2)アの審査庁の考え方とおり、審査請求人は、本件収入の申告義務を認識していたにもかかわらずこれを申告していない。また、本件においては、処分庁による法第29条調査により審査請求人が本件収入を得ていることが判明していることも踏まえれば、審査請求人は、消極的に本来申告すべき事実を隠匿したといえることができる。

以上のとおりであるから、審査請求人は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たといえることができる。

(2) 相続に係る収入認定について

ア 収入認定の際の控除の対象範囲

審査請求人は、本件収入に係る未認定の収入充当額の決定に際しては、「入院費用」、「葬儀費用」、「読経料」、「戒名代」、「位牌代」、「墓名入れ代」及び「護持費」が控除されるべきである旨主張するので、まず、生活保護法における収入認定において、何を控除して収入認定すべきかについて検討する。

生活保護法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活を維持するために活用することを要件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活需要を満たすのに十分であって、かつ、これを超えないものでなければならないものである。

したがって、生活保護法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び同法第8条第1項にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解するのが

相当であって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産が増加するような場合には、これを原則として収入認定の対象とすべきものと解するべきである。

一方で、就学に要する費用や就労収入を得るために要する交通費等についてまで、上記の保護の補足性の原則を貫徹し、これらの経費を収入認定の際に考慮せず、生活保護世帯に対する金銭給付等の全てを収入として認定することは相当とはいえないから、生活保護法は、収入のうち、どの部分を収入として認定し、どの部分を収入として認定しないかについては、保護実施機関の専門的技術的裁量に委ねているものと解される。

したがって、個々の経費のうち何を控除して収入として認定すべきかについては、保護実施機関の専門的技術的な観点から、実質的にみて被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産が増加しているといえるかということ、生活保護法の目的である自立助長の観点から、あるいは社会通念に照らして判断すべきものと解するのが相当である。

そうである以上、保護実施機関において、ある収入の収入認定に際し、原則当該収入に直接に関連する費用のみを控除の対象とし、当該収入とは直接に関連しない費用は控除の対象としないこととする 것도、保護の適正な運用を図るためにはまた合理的なものといえることができる。

本件では、審査庁は、この点を踏まえてのものと思料されるが、相続により取得した不動産であっても、その売却については、相続と切り離れた上で、単に本件収入を得たということのみに着目し、本件収入を得るために要した司法書士費用のみを必要最小限度の実費として控除すべきという考え方を採用し、これと同様の本件各処分について、違法又は不当な点はないとしている。

しかしながら、本件各処分に関する審査庁の上記の考え方については、以下に述べるとおり、採用することはできない。

イ 相続債務（入院費用）の控除

審査庁の考え方のとおり、ある収入について、原則当該収入に直接に関連する費用のみを控除の対象とし、当該収入とは直接に関連しない費用は控除の対象としないこととすることは合理的な取扱いであるといえる。

しかしながら、本件のごとく、相続により取得した不動産についていえば、一般的に、相続は、積極財産だけでなく消極財産も承継するものである以上、消極財産は、積極財産たる不動産を取得するために当然負担すべき費用とみることができるから、審査庁の考え方に照らしたとしても、消極財産は、積極財産と直接に関連する費用ということができる。

したがって、相続により、積極財産だけでなく消極財産も承継しているような場合には、消極財産相当分については、活用可能な資産が増加したということとはできないから、相続により取得した積極財産である不動産の売却による収入を収入認定する場合には、消極財産を控除して収入認定すべきものと解するのが相当である。

ウ 葬式費用及び葬式に関連する費用の控除

次に、相続における消極財産ではない「葬式費用」及び「葬式に関連する費用」が、積極財産の収入認定において控除すべき費用となるかについて検討する。

この点、アで述べたとおり、生活保護法に基づく保護の実施に係る被保護者の収入認定の際の控除については、保護実施機関の専門的技術的な観点から、実質的にみて被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産が増加しているといえるかということ、生活保護法の目的である自立助長の観点から、あるいは社会通念に照らして個々の経費について判断すべきものと解するのが相当である。

しかしながら、保護実施機関の専門的技術的裁量に委ねられているとしても、上記の考え方に明らかに当たるような費用を控除しないことは適当とはいえないから、以下この点から、「葬式費用」及び「葬式に関連する費用」について、本件各処分に係る未認定の収入充当額の決定において、控除すべき費用となるか検討する。

(ア) 葬式費用について

本件とは適用法令を異にするが、相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）上は、相続税は財産の無償取得によって生じた経済的価値の増加に対して課される租税であるという性質から、相続開始時に存する被相続人の債務ではないものの、相続開始に伴う必然的出費であり、社会通念上もいわば相続財産そのものが担っている負担といえる葬式費用については、課税価格に算入すべき価額を算出するに際し、控除するこ

ととしている（相続税法第 13 条第 1 項第 2 号）。

この点、相続税法の取扱いをみると、相続税法基本通達 13-4 では葬式費用として控除する金額の範囲として、「(1) 葬式若しくは葬送に際し、又はこれらの前において、埋葬、火葬、納骨又は遺がい若しくは遺骨の回送その他に要した費用（仮葬式と本葬式とを行うものにあつては、その両者の費用） (2) 葬式に際し、施与した金品で、被相続人の職業、財産その他の事情に照らして相当程度と認められるものに要した費用 (3) (1) 又は (2) に掲げるもののほか、葬式の前後に生じた出費で通常葬式に伴うものと認められるもの (4) 死体の捜索又は死体若しくは遺骨の運搬に要した費用」を示している。また、相続税法基本通達 13-5 では葬式費用として取り扱わない費用として、「(1) 香典返戻費用 (2) 墓碑及び墓地の買入費並びに墓地の借入料 (3) 法会に要する費用 (4) 医学上又は裁判上の特別の処置に要した費用」をそれぞれ示している。

そのうえで、生活保護法における収入認定について考えてみるに、「葬式費用」の性質そのものについては、相続開始に伴う必然的出費であり、社会通念上もいわば相続財産そのものが担っている負担という相続税法上の考え方と別異に解する理由はない。そうである以上、このような性質を有する費用が存する場合には、生活保護法の収入認定において、同法の自立助長の観点や社会通念に照らして、積極財産の収入認定の際に「葬式費用」相当分として控除して収入認定するのが相当である。

(イ) 「葬式に関連する費用」について

「葬式費用」のような相続開始に伴う必然的出費といえる費用や社会通念上いわば相続財産そのものが担っている負担といえる費用でないとしても、死者を葬る儀式を執り行うに際し、種々の付随する費用が生じる面は否定できず、そのような費用の中には、「葬式費用」と類似の性質を有するものもあると解される。したがって、このような性質を有する費用が存する場合には、生活保護法の収入認定において、同法の自立助長の観点や社会通念に照らして、積極財産の収入認定の際に「葬式に関連する費用」として、当該費用相当分は控除して収入認定するのが相当である。

エ 「葬儀費用」、「読経料」、「戒名代」、「位牌代」、「墓名入れ代」及び「護持費」は、「葬式費用」又は「葬式に関連する費用」といえるか

審査請求人は、本件において、「葬儀費用」、「読経料」、「戒名代」、「位牌代」、「墓名入れ代」及び「護持費」について、本件収入の収入認定の際に控除されるべきである旨主張するから、この点について検討する。

まず、「葬儀費用」は、死者を葬る儀式そのものとして、葬儀会社に支払われる費用といえるから、相続開始に伴う必然的出費であり、相続財産そのものが担っている負担といえる。したがって、「葬式費用」として積極財産の収入認定の際に控除すべき費用とするのが相当である。

次に、「読経料」及び「戒名代」は、死者を葬る儀式のために通常生じる費用といえるから、相続開始に伴う必然的出費であり、相続財産そのものが担っている負担といえる。したがって、これらの費用は、「葬式費用」として積極財産の収入認定の際に控除すべき費用とするのが相当である。

次に、「位牌代」及び「墓名入れ代」は、死者を葬る儀式のために通常生じる費用ではなく、故人の追善供養のための費用といえるところ、相続開始に伴う必然的出費ではなく、相続財産そのものが担っている負担とはいえないから、「葬式費用」とはいえない費用である。しかしながら、「位牌代」及び「墓名入れ代」は、死者を葬る儀式に付随して生じることが多い費用といえるものである。したがって、生活保護法の自立助長の観点や社会通念に照らせば、これらの費用は、「葬式に関連する費用」として、積極財産の収入認定の際に控除すべき費用とするのが相当である。

他方で、「護持費」は、死者を葬る儀式のために通常生じる費用ではなく、故人の追善供養のために将来に向かって寺に納めていく費用といえるところ、相続開始に伴う必然的出費ではなく、相続財産そのものが担っている負担とはいえないから、「葬式費用」とはいえない費用である。また、死者を葬る儀式に付随して生じることが多い費用ともいえない。したがって、生活保護法の自立助長の観点や社会通念に照らしても、「護持費」を「葬式に関連する費用」として、積極財産の収入認定の際に控除すべき費用とするのは相当でない。

オ 生活保護法第 78 条決定を行う際の控除関係

生活保護法第 78 条第 1 項は、支弁した保護費の全部又は一部を徴収することができる定めるところ、同項の規定に基づき支弁した保護費を徴収する場合には、その徴収金額は、必要最小限度の実費を除き、不正受給額を全額決定することとなり、裁量の余地がないと解するのが相当である。

すなわち、積極財産について「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たといえたとしても、消極財産について、控除すべき理由が存する場合には、積極財産から消極財産を差し引いた額を未認定の収入充当額として決定し、その限度において不正受給額の全額（必要最小限度の実費は除く。）を徴収するものである。これは、消極財産について控除すべき理由が存するにもかかわらず、それが考慮されず、積極財産に相当する額の全てが不正受給額となる結果をもたらすことは、生活保護法第 78 条第 1 項が「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」た場合に同項を適用して支弁した保護費を徴収することとしていることから、適当とはいえず、また明らかといえる。

もっとも、消極財産のみ申告しており、積極財産が未申告であった場合における、後になされる生活保護法第 78 条の適用について、これと同様に考えると、被保護者に有利なことのみ申告し、不利なことを申告しないのであるから、消極財産（相続債務）等について申告があつたとしても控除すべき理由はないと考えることもできる。しかし、同法第 78 条第 1 項は「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」た場合には、徴収額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することなどにより、その懲罰的要素を達成させることとしているものと解するのが相当であつて、徴収額の決定において、控除する理由が存する費用についてまで控除しないことを同法が予定していると解することはできない。このような場合には、同法第 78 条第 1 項を適用し得る要件を満たすのみであると解すべきである。

したがって、生活保護法第 78 条第 1 項の適用においても、控除すべき理由の存する費用については、積極財産からこれを控除した上で未認定の収入充当額を決定し、支弁した保護費の徴収決定をすべきものと解するのが相当である。

カ 生活保護法第 78 条決定において、相続債務及び葬式費用を控除すべき

場合

審査請求人は、処分庁から不動産売却に係る収入に関する申告の説明を受けていたにもかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日に得た本件収入について、法第 29 条調査により判明するまで申告をしていなかったのであるから、この点においては、審査請求人は、生活保護法第 78 条第 1 項の「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たといえることができる。

一方で、本件収入は、相続により取得した積極財産である不動産を売却したことにより得たものである以上、イからエまで述べたとおり、消極財産等についても積極財産の収入認定の際に控除対象とすべきものであるから、消極財産等を控除すべき理由が存するような場合には、これを積極財産から控除して収入認定すべきこととなる。

この点、生活保護法第 61 条は、支出について変動があったときも、保護実施機関に届け出ることを定めるが、通常は、消極財産等のような控除対象となる支出についての申告については、保護実施機関から被保護者が認識し得る程度に申告義務が存することや申告すれば収入認定の際に控除されることの説明を受けなければ、これを認識し得ることは困難といわざるを得ない。

そして、保護実施機関において、生活保護法第 78 条第 1 項に基づく処分時において控除すべき費用を被保護者からの申告等により把握しているような場合には当然に控除すべきであるが、把握していないとしても、相続における消極財産等の申告義務について、被保護者が認識し得る程度に説明をしていないことが認められるような場合には、実質的にみれば、保護実施機関が、被保護者が受けるべき控除の機会を失わせたものといえる。生活保護法は、あくまでも「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」た場合に、支弁した保護費を徴収することを定めるのであるから、本来であれば控除すべき費用について、これを含めて「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たとして徴収額が決定されることは相当といえない。

したがって、保護実施機関が、生活保護法第 78 条第 1 項に基づく処分時において、被保護者からの申告等により控除すべき費用が存することを把握していなかったとしても、同法第 61 条の規定に基づく相続に係る積極財産及び消極財産等の申告義務について、被保護者が認識し得る程

度に説明をしていないような場合には、不正受給額の算出の前提となる未認定の収入充当額として認定する額は、積極財産からかかる消極財産等に相当する額を控除した額とすべきものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、審査請求人は、平成27年1月29日、「入院費用」並びに「葬儀費用」、「読経料」、「戒名代」及び「位牌代」について、処分庁に対して報告をしていることが、処分庁自ら作成しているケース記録から認められる。

したがって、処分庁は、本件各処分をする以前において、積極財産を対象として収入認定する際に控除すべき消極財産等が存することを把握していたといえるのであるから、本件各処分の前提となる未認定の収入充当額の算出に際しては、「入院費用」並びに「葬式費用」、「読経料」、「戒名代」及び「位牌代」を控除しなければならない。

一方、「墓名入れ代」については、本件審査請求手続において、処分庁が本件各処分をする以前においてこれを把握していたと認めるに足りる証拠はないが、処分庁が、法第61条の規定に基づき、収入、支出等である積極財産及び消極財産等について申告義務が存することについて、審査請求人が認識し得る程度に説明したと認めるに足りる証拠もない。

したがって、本件各処分の前提となる未認定の収入充当額は、「墓名入れ代」を控除した額となる。

なお、上記のとおり、相続により不動産を取得したことに係る申告義務については、本件審査請求手続における証拠上、処分庁は審査請求人が認識し得る程度に説明をしていたと認めることはできないものである。しかしながら、不動産の売却による収入があった場合にこれに申告義務が存することについては、本件審査請求手続における証拠から、審査請求人が認識し得る程度に説明がなされていたと認めることができるから、審査請求人は、この点において、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たといえる。

以上のとおりであるから、本件各処分に係る未認定の収入充当額には誤りがあるといえる。

(3) 審査請求人自身の債務弁済に要する費用及び医療費について

審査請求人は、債務弁済が収入の消費に当たるとは理解できないと主張する。要するに、本件収入から支出したカードローン等の審査請求人自身の債

務弁済費用に相当する額は、未認定の収入充当額とすべきでない旨主張するものと解される。

ところで、ある収入について、原則、当該収入に直接に関連する費用のみを控除対象とし、当該収入とは直接に関連しない費用は控除の対象としないこととする取扱いには合理性が認められることは先に述べたとおりである。このことから明らかなとおり、控除の対象となる費用は、当該収入と関連性がなければならない。しかしながら、審査請求人自身の債務に係る弁済費用は、相続による収入とは全く関連性のない費用であるからこれを控除の対象とすることはできず、自立助長の観点や社会通念上、これを本件収入から控除すべき特段の事情も認められない。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

また、審査請求人は、「医療費について、処分庁から 100 パーセント負担となるといわれたが、その金額及び理由の説明を受けておらず不当である。」と主張するが、この点は、本件各処分とは全く関係のない事柄といわざるを得ないから、本件各処分が違法又は不当と基礎付ける理由としてそもそも失当である。

(4) A銀行口座における出入金

審査請求人は、「口座出入金のうち、入金のみを合計し、収入とみなしているが、必要な買い物等のために出金もしており、出金を考慮しないのは不当である」と主張する。

しかしながら、審査請求人の主張する出金は、本件収入からなされたものではなく、また、本件収入とは全く関連性のない費用であって、自立助長の観点や社会通念上、これを本件収入から控除すべき特段の事情も認められない。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

(5) 本件各処分の徴収金額決定の適法性及び妥当性について

(1)のとおり、本件収入それ自体については、未申告の収入とされるべきものであるとしても、本件各処分に係る未認定の収入充当額は、本件収入から「入院費用」並びに「葬儀費用」、「読経料」、「戒名代」、「位牌代」及び「墓名入れ代」を控除した額としなければならないから、この点において、本件各処分の前提となる未認定の収入充当額に誤りがあるといわなければならない（なお、これらの費用について、既に本件収入以外の収入（売却した不動

産を除く相続財産等) から控除した上で収入認定が行われているような事情がある場合には、あらためてこれらの費用を本件収入から控除する必要がないことは当然のことである。)

この点、「入院費用」並びに「葬儀費用」、「読経料」「戒名代」、「位牌代」及び「墓名入れ代」の合計額について、審査請求人は、審査請求書において804,450円と主張し、処分庁が提出したケース記録によれば、733,000円と記載されており、本件審査請求における証拠からは、その額を正確に認定することは困難である。

しかしながら、徴収金額の決定は、未認定の収入充当額及び支弁した保護費の範囲内の額を限度としなければならないところ(平成29年10月18日横浜市行政不服審査会答申第17号)、本件収入から審査請求人が主張する金額又はケース記録に記載された金額のいずれを控除しても、本件各処分に係る未認定の収入充当額は、現に支弁した保護費の額を上回ることとなる。

したがって、現に支弁した保護費の額がそのまま本件各処分に係る徴収額となるという結論に影響はないことから、本件各処分については、結論として適法かつ妥当であるといえる。

(6) 結語

以上のとおりであるから、未認定の収入充当額の決定に関する審査請求人の主張には一部理由があるものの、結論として、本件各処分は適法かつ妥当といえるものである。

(7) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(8) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、結論として妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成 29 年 2 月 17 日	・ 審理手続の併合 ・ 審査請求書（副本）送付及び弁明書の提出等依頼
平成 29 年 3 月 10 日	・ 弁明書等受理
平成 29 年 3 月 22 日	・ 弁明書（副本）送付及び反論書の提出等依頼
平成 29 年 4 月 13 日	・ 反論書受理
平成 29 年 5 月 2 日	・ 反論書（副本）送付
平成 29 年 7 月 24 日	・ 審理手続の終結
平成 29 年 7 月 25 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成 29 年 7 月 25 日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成 29 年 9 月 27 日	・ 調査審議
平成 29 年 10 月 18 日	・ 調査審議
平成 29 年 11 月 15 日	・ 調査審議
平成 29 年 11 月 28 日	・ 調査審議
平成 29 年 12 月 20 日	・ 調査審議
平成 30 年 1 月 17 日	・ 調査審議